
京都府観光復興支援事業

(観光で西日本を元気に！！「13府県ふっこう周遊割」)

旅行者版

取扱マニュアル

Version 18/12/07 13:00

1. はじめに

本書は、京都府観光復興支援事業（13 府県ふっこう周遊割）における支援金の交付手続きをまとめたものです。本書、並びに別添資料を確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

■目次

1. はじめに	1
2. 京都府観光復興支援事業について	2
3. 申請手続きについて 旅行者版	4
4. 事務局連絡先	6
5. 「13 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて	6
6. 「13 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて	7
7. 「13 府県ふっこう周遊割」プロモーションについて	7

■別添資料

（周遊旅行促進事業用：旅行者向け）

- ・ 様式 3 申請書兼実績報告書
- ・ 様式 4 個人情報同意書
- ・ 様式 5 宿泊証明書
- ・ 様式 6 行程表

2. 京都府観光復興支援事業について

(1) 概要

京都府観光復興支援事業（13 府県ふっこう周遊割。以下、本事業）とは、国が交付する「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金」を活用し、京都府を周遊する旅行者等の宿泊料金の割引（補助金の交付）を行うことで、本府への風評被害の影響緩和、旅行需要の喚起を図るものです。本府では「周遊旅行促進事業」を実施します。

(2) 周遊旅行促進事業とは（対象となる内容）

岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県において、**京都府（京都市を除く）を含む 2 府県以上、合計 2 泊以上の連続した宿泊又は京都府（京都市を除く）に 2 泊以上の連続した宿泊**のうち、京都府内（京都市を除く）での宿泊に係る料金に対して支援金を交付します。

補助金を受けるためには、**旅行業者が実施する既に割引された企画旅行（募集型・受注型）・手配旅行に参加する方法と、旅行者自身が補助金を請求する方法（後述の「3. 申請手続きについて」参照）及び旅行者が既に割引された指定宿泊施設に宿泊する場合の 3 種類があります（3 つの方法を二重利用することは、二重助成となるため禁止します）。**

(3) 補助金額

一人泊当たり 4,000 円を上限（宿泊料金が消費税入湯税を含まない 4,000 円以下の場合、その額が上限となります）として支援金を交付します。また、京都府の補助上限は、周遊旅行促進事業の「割引された企画旅行に参加する場合」を除き、**1 人当たり延べ 5 泊まで**です。

なお、補助金は予算の範囲内での交付となります。申請時に予算の上限を超えていた場合、補助金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくは WEB サイトにてご確認ください。

(4) 対象となる期間

対象期間は、**平成 30 年 8 月 28 日（火）以降に予約された、平成 30 年 8 月 31 日（金）から平成 31 年 1 月 31 日（木）までになされた宿泊（平成 31 年 2 月 1 日（金）チェックアウト）**です。

ただし、京都府（京都市を除く）及び徳島県、香川県において 2 府県以上、合計 2 泊以上の連続した宿泊又は京都府に 2 泊以上の連続した宿泊の対象期間は、**平成 30 年 9 月 21 日（金）以降に予約された、平成 30 年 10 月 1 日（月）から平成 31 年 1 月 31 日（木）までになされた宿泊（平成 31 年 2 月 1 日（金）チェックアウト）**です。

(5) 対象となる宿泊施設

京都府内（京都市を除く）の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた施設が対象となります。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除きます。

(6) 注意事項

- ・補助金の交付は、国内に口座を持つ個人・法人に限ります。
- ・割引された企画旅行・割引された指定宿泊施設に参加する場合を除き、補助金は申請者による後述の「3. 申請手続きについて」が必要となり、後日申請書記載の口座へ振り込まれます。
- ・各事業者にて広告等を行う際は、二重価格表記違反にご注意ください。新商品について、オリジナル価格と割引後価格を併記するのは、景品表示法の二重価格表記違反となります。例えば周遊旅行促進事業における割引された企画旅行の場合、「6,000 円※既に京都府観光復興支援事業における 4,000 円の支援が反映されています」などの表記が一案となります。

3. 申請手続きについて 旅行者版

(1) 概要

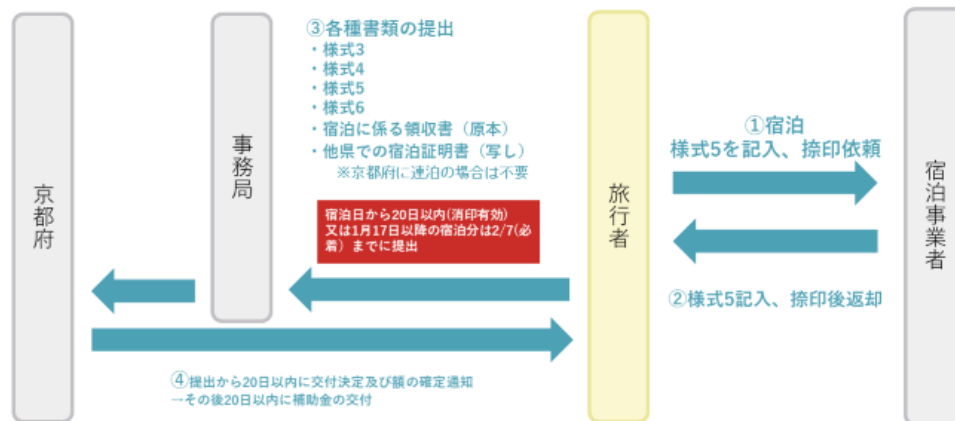
補助金の交付を受けるためには、各様式の提出が必要です。それぞれ提出する様式が異なりますので、該当する内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

1. 周遊旅行促進事業（割引された企画旅行に参加する場合）
2. 周遊旅行促進事業（割引された指定宿泊施設に宿泊する場合）
3. 周遊旅行促進事業（上記以外）

(2) 周遊旅行促進事業（割引された企画旅行・割引された指定宿泊施設への参加以外）の手続き

※旅行者自身による手続きが必要です。

【書類提出の流れ 京都府 旅行者版】



1. 旅行者が下記の各様式にご記入、ご捺印後、本事業対象府県への旅行全行程が終了した日から **20日以内（消印有効）又は1月17日以降の宿泊分は2/7までに原本を、事務局へ提出（郵送のみ）** してください。特に、「様式5 宿泊証明書」については宿泊施設の捺印が必要なため、宿泊当日に宿泊施設にお持ちください。

- ・様式3 申請書兼実績報告書
- ・様式4 個人情報同意書
- ・様式5 宿泊証明書
- ・様式6 行程表
- ・宿泊に係る領収書（原本）
- ・他県での宿泊証明書（写し）

2. 事務局が書類受理後、京都府が20日以内に交付決定及び額の確定通知を行い、当該通知後20日以内に補助金を申請者の口座に振込みます。

※書類に不備があった場合は上記の期限内に振り込めないことがあります。

※申請にかかる費用は申請者ご自身にてご負担ください。

(3) 様式の入手方法

各種様式は別添資料をご確認ください。

また、各種様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://fukkou-shuyu.jp/kyoto.html>

(4) 注意事項

- ・補助金は予算の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、補助金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。

(5) 書類の送付先

「13 府県ふっこう周遊割」京都府事務局

〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

4. 事務局連絡先

「13 府県ふっこう周遊割」京都府事務局

営業時間：10：00～17：00

（土日祝、年末年始 12/29～1/4 は休み、9/1（土）・9/8（土）は営業）

TEL：086-232-6530 FAX：086-232-1220

メール：kyoto_fukkou1@jtb.com

住所：〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

5. 「13 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて

「13 府県ふっこう周遊割」のキャンペーンロゴデータを作成し、下記 WEB サイトより配布しております。各販促ツールなどで自由にご利用ください。

<https://fukkou-shuyu.jp/logo.html>



6. 「13 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて

8月28日(火)より下記専用 WEB サイトがオープンしております。

<https://fukkou-shuyu.jp/>

更新日時	内容
2018.09.10	「同一府県、2泊以上を対象」とした条件につきましては、詳細決まり次第、当サイトにてご案内いたします。
2018.09.05	宮崎県観光協会からの連絡を公開しました。

7. 「13 府県ふっこう周遊割」プロモーションについて

適宜挿入